

平成28年度 公民館ふるさと教育推進事業 実施要綱

島根県公民館連絡協議会

1 事業の目的

中学校区単位の公民館等が連携して地域住民（子供・大人）を対象としたふるさと教育を行うことで、ふるさとに愛着と誇りを持ち、次世代に伝え、守っていこうとする人材を育成する。

2 事業の内容

(1) 中学校区で育てたい子供像を共有した公民館ふるさと教育の実施

①学校のふるさと教育を発展、補完、深化させる生涯学習、社会教育事業を実施する。

○学校で学んだことを実践できる場を設定する。

(事業例) 作品展示会、合同発表会の開催、ボランティア体験の実施 など

○学校の学びをさらに深める場を設定する。

(事業例) (公民館の講座やサークル活動と連携した)

ふるさと学習会、ふるさと探訪、ふるさとの魅力発見する講演会 など

②子供たちに伝えたい地域のよさや体験させたいこと、考えさせたい地域課題などを検討し、それらをテーマ・題材にした事業を実施したり、学校に提案したりする。

○子供たちに伝えたいテーマ・題材の事業を実施する。

(事業例) 史跡探訪、郷土料理教室、子供サミット など

(2) 大人が地域のよさを学んだり体験したりするふるさと教育の実施

①ふるさとの現状や歴史に改めて向き合うことで、その魅力や価値に気づき、理解を深める学びの場を提供する。

(事業例) ふるさとの自然・歴史などを学ぶ講座、ふるさとの名所・旧跡探訪、ふるさと検定 など

②ふるさとの「ひと・もの・こと」を次世代に伝え、守っていく活動を実施する。

(事業例) ふるさとガイド養成、ふるさとフォーラム、伝統文化の復活・継承、名所・旧跡の保護活動、ふるさとPRマップの作成 など

3 補助対象先

中学校区単位の複数の公民館等（公民館、コミュニティセンター、交流センター、まちづくりセンター等）を1つのまとまりとした地域（以下「中学校区」という。）

4 事業実施期間

平成28年6月1日（水）～平成29年2月22日（水）

ただし、当該年度内であって事業実施期間以前に実施した事業に要する経費についても事業費の対象経費として算入することができる。

5. 助成手続

(1) 中学校区で本事業の助成を受けようとするときは、中学校区を代表する公民館等が、中学校区にあるその他の公民館等と協議の上、事業実施計画書（様式1-1）及び収支予算書（様式1-2）を作成し、市町村（教育委員会等）に提出する。

- (2) 市町村は、中学校区から提出された上記5(1)の事業実施計画書等をまとめ、助成金交付申請書(様式3-1)に添付して島根県公民館連絡協議会(以下、本協議会という。)に提出する。
- (3) 本協議会は、提出された事業実施計画書(様式1-1)及び収支予算書(様式1-2)の内容を確認し、内容が適当であると認めた場合、当該中学校区へ助成金を交付する。

6. 実施報告

- (1) 助成金の交付を受けた中学校区は、事業が終了した日から30日以内もしくは2月27日のいずれか早い日までに、事業実施報告書(様式2-1)及び収支決算書(様式2-2)と関係書類を市町村に提出する。
- (2) 市町村は、上記6(1)で提出された事業実施報告書等をまとめ、実施報告書(様式3-2)に添付して3月7日までに本協議会に提出する。

7. 助成金の交付方針

- (1) 助成額の決定
- ・本協議会事務局において事業実施計画書の内容を審議の上、助成額を決定する。
 - ・申請者の要望する金額とは必ずしも一致するものではない。
- (2) 1地区あたりの助成額
- ・1地区あたりの助成金を20万円程度とする。
 - ・本事業の助成金に加え、自主財源を合わせた事業実施も可能とする。
- (3) 助成金の使途
- ・補助対象経費は、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料とする。
 - ・社会通念上、税金の使途として不適切と考えられる使途「飲食費(当該地方公共団体が認める会議費以外のもの)、活動参加者にかかる保険料や材料費などの実費相当分」は自主財源又は参加者負担金を充てること。

8. その他

この要綱に定めるもののほか、募集要領は別に定める。